

## 旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置特例運用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年旭川市条例第17号。以下「条例」という。）に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置に係る特例の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園)

第2条 条例附則第3項から第7項までに規定する職員配置に係る特例の対象となる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 過去3年以内に、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第19条の規定により、旭川市が実施する指導監査において、勧告又は改善命令を受けていないこと。

(2) 施設型給付費に係る処遇改善等加算の認定を受けていること。

### (朝夕等の児童が少ない時間帯における職員配置に係る特例)

第3条 条例附則第3項に規定する市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、「子育て支援員研修事業の実施について（別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」）（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号）」に基づく子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））（以下「子育て支援員研修」という。）を修了した者とする。

### (小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例)

第4条 条例附則第4項及び第5項に規定される「小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者」とは、子育て支援員研修を修了したもの又は次項の規定に基づき幼保連携型認定こども園以外の認定こども園へ配置される者とする。

2 子育て支援員研修を修了していない小学校教諭の普通免許状を有する者は、5歳以上児の保育に従事する者とする。

### (幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例)

第5条 条例附則第6項に規定する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る利用定員に応じて置かなければならない職員の数とは、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認可の基準として条例により算定される職員の数とする。

2 条例附則第6項に規定する市長が保育士又は幼稚園の教諭の普通免許状を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とは、子育て支援員研修を修了した者とする。

### (申請)

第6条 条例附則第3項から第6項までに規定する職員配置に係る特例を実施しようとする幼保連携型認定こども園以外の認定こども園は、職員配置に係る特例実施申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(実施の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、職員配置に係る特例の実施の適否を決定し、当該決定の内容を職員配置に係る特例決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(申請の変更等)

第8条 前条の規定により、通知を受けた幼保連携型認定こども園以外の認定こども園において、特例実施の内容を変更しようとするときは職員配置に係る特例実施内容変更申請書（第3号様式）を、特例実施を取りやめようとするときは職員配置に係る特例実施取りやめ届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合には、申請内容の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

(看護師等に係る特例)

第9条 条例附則第7項の規定により、満1歳未満の在籍園児数が4名未満の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に配置する保健師、看護師又は准看護師（以下、「看護師等」という。）は次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 保育士と合同の組又はグループを編成し、原則として同一の乳児室など同一空間内で保育を行う者。
- (2) 保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等（以下、「保育所等」という。）での勤務経験が概ね3年に満たない場合、「子育て支援員研修事業の実施について（別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（平成27年5月21日付け雇発0521第18号）」に基づく子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））（以下「子育て支援員研修」という。）の受講が修了した者。

2 条例附則第7項の規定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に看護師等を配置する上で次に掲げる事項を留意すること。

- (1) 看護師等と合同の組又はグループを担当する保育士は、当該看護師等が勤務する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園での勤続年数が概ね3年以上かつ、乳児への保育の経験を有している常勤の保育士であることが望ましい。また、当該保育士が休暇を取得する際等にフォローアップに入る保育士についても同様の要件を満たしていることが望ましい。
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の園長は、職員間の連携を十分図るとともに、看護師等の資質向上のため、各種研修への参加機会の確保等に努める必要がある。あわせて、保育士に業務の負担が過剰に偏ることがないように、業務効率化や業務改善を含めたマネジメントを行うとともに、適切な業務分担が行われるようにすること。
- (3) 乳児の在籍数が4名未満の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園が看護師等を新規採用するに当たり、保育士を、当該看護師等をもって代える前提で採用する

場合は、原則として勤務開始前に子育て支援員研修の受講を修了していることが必要であるが、保育士の確保が困難であるなどこれによりがたい場合は、この限りではない。ただし、この場合であっても、勤務開始後直近で開催される子育て支援員研修を受講するなど、できる限り早期に当該研修の受講を開始することとし、未修了の期間は同一グループでフォローする保育士だけでなく、園長や主任保育士等が支援を行うこと。

(4) 乳児の在籍数の変動により年度途中で乳児の在籍数が4名未満となった場合についても、園長は、保育士と合同の組又はグループを編成するよう体制を組むこと。なお、当該場合においても、看護師等の保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない場合、子育て支援員研修の受講を修了していることが必要である。

(5) 乳児が4人以上在籍する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、保育所等での勤務経験が概ね3年に満たない看護師等に対し、子育て支援員研修の受講を勧奨すること。

3 条例第5条第2項により置かなければならない職員については、条例第2条第2項に規定する保育所型認定こども園に限り、旭川市保育所における保育士配置特例運用要綱第2条に準じ保育士としてみなすことができる。ただし、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置に係る特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。